



令和5年10月3日

## 箱根町記者発表資料

### 箱根寄木細工を店舗の資産として活用してみませんか？

#### 1 目的

箱根町内外にある飲食店などの集客施設が、店内での展示や来客者の使用に供するため本町の伝統工芸品である箱根寄木細工を購入した場合、その購入費用の一部を補助することで、箱根寄木細工の宣伝につなげるとともに、地場産業の活性化、地域の魅力向上及び誘客促進を図ることを目的とした補助金制度を創設します。

#### 2 内容

##### [補助対象者]

日本国内に存する法人又は個人事業主

##### [補助対象経費]

- ・箱根物産寄木工芸協同組合若しくは小田原箱根伝統寄木協同組合に所属している町内事業者から購入する箱根寄木細工に要した経費であること
- ・使い捨て又は転売を目的としたものでないこと
- ・特定の個人のみが私的に使用するものでないこと

※補助金の交付は、原則として1つの店舗等につき1回限りとします

##### [補助限度額]

補助対象経費の2分の1以内（補助限度額100,000円）

※1,000円未満の端数がある場合は切捨てとします

#### 3 補助対象経費の例

- ・飲食店の食器、カトラリー類
- ・店舗等の看板
- ・客室等の内装材
- ・レジの釣銭受渡しトレイ
- ・ロビー等の装飾
- ・ホテルのルームキー など

※補助対象として、疑義がある場合は事前にご相談ください

#### 4 申請方法

箱根町ホームページから様式をダウンロードし、必要事項を記入のうえ、メールで提出してください。

※原則、メールでの提出としますが、持参、郵送、FAXでの提出も可能とします

##### [提出先]

〒250-0398

箱根町湯本256番地

箱根町役場 観光課 産業振興係

【FAX】 0460-85-6815

【MAIL】 web\_kankou@town.hakone.kanagawa.jp



## 町長コメント

箱根町の伝統工芸品である箱根寄木細工を町内外に広く宣伝するために、箱根寄木細工PR補助金制度を創設しました。

事業者の皆さまには、この補助金制度をきっかけに伝統工芸品である箱根寄木細工の持つ芸術性をもって自らの店舗等の価値を高めていただくとともに、その魅力をお客さまに伝え、箱根寄木細工を広く宣伝していただきたいと思います。

あわせて、地場産業の活性化や誘客促進などに繋がることを期待しております。

### 照会先

箱根町企画観光部観光課産業振興係 担当 永野

電 話 0460-85-7410

F A X 0460-85-6815

E-mail [web\\_kankou@town.hakone.kanagawa.jp](mailto:web_kankou@town.hakone.kanagawa.jp)